

「文化財の匠プロジェクト」の進捗について

～文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保～



<文化財の匠プロジェクト>

(建造物)

- 伝統的な木造建造物について、適正な修理周期での修理を実施し、国内外の幅広い者が文化財としての価値を享受できるよう、国宝・重要文化財(建造物)について、年間161件の修理が可能となる事業規模を確保することを目指す。具体的には、建物の機能を健全に維持するために行う維持修理を年間94件程度、建物の主要構造部材が破損している場合に補修・補強を行い健全な状態に回復させる根本修理を年間54件程度、高度な専門的調査を必要とする国宝等の建造物や長期又は特殊な技法による修復が必要な建造物の修理である特殊修理を年間13件程度実施することを目指し、令和8年度までに必要な事業規模を漸次確保する。

(美術工芸品)

- 美術工芸品は、取り扱いに不具合が生じた場合に行う応急修理(10年周期)と、全体の補強を行う本格修理(50～100年周期)を適切に行うことが必要である。しかし、適正な修理周期による修理を施すことができないことから文化財としての価値そのものが低下しかねないほど損傷が進んでいる事例がある。このため、国宝・重要文化財(美術工芸品)について、令和8年度までに必要な事業規模(年間280件)を漸次確保し、適正な修理周期への回復を目指す。

(史跡等)

- 史跡等について、我が国の歴史的財産として活用できるよう、その文化財としての価値を維持するために必要な整備が可能となる事業規模を確保する。具体的には、年間495件の整備事業の実施を目指し、令和8年度までに必要な事業費を漸次確保する。また、整備計画期間の延長案件が累積している現状(令和3年度において114件)に鑑み、累積事案の早期解消に向け、安全確保のための緊急性や文化観光資源としての重要性の観点を踏まえて着実に事業を推進する。

「文化財の匠プロジェクト」策定後の関連する取組

◆ 保存修理事業の年間実施件数

⇒匠プロジェクト実施後

		R3実績 ※R3.12時点	R6	R7(予定)	R8(目標)
建造物	計	137件	164件	157件	161件
	維持修理		108件	111件	94件
	根本修理		42件	33件	54件程度
	特殊修理		14件	13件	13件程度
美術工芸品		200件	213件※	234件※	280件
史跡等		308件	481件	528件	495件

※国や独立行政法人国立文化財機構の所有する美術工芸品の修理も含む

◆ 有形文化財の保存修理等に関する予算の状況

⇒匠プロジェクト実施後

R3	R6	R7	R8(案)
299億円	410億円	402億円	425億円

※有形文化財の保存修理費・防災施設整備費を計上
※当初予算(旅客税財源含む)・前年度補正予算を計上

見えてきた課題と検討の方向性(案)

- ✓ 有形文化財の保存に必要な予算について、近年は要望をほぼ満たしている状況であり、保存修理事業を一定の水準で実施できている
- ✓ 一方で、特に美術工芸品分野においては、所有者の自己負担分確保等の事情もあり、そもそも事業化できていないケースが一定数存在
- ✓ 昨今は、労務単価の上昇や物価高による修理事業費の高騰の影響も存在
- ✓ また、地方指定文化財や博物館所蔵・寄託文化財については、適正な修理が行われていない現状も存在



- 昨今のインフレトレンドも加味した形で、修理需要を満たすのに必要な予算を確保していくことが引き続き必要(国際観光旅客税の更なる活用も含めて検討することが必要)
- 「壊れてから」「傷んでから」直すのではなく、予防保全の考え方も積極的に取り入れながら、修理を計画的に実施していくことが必要
- 文化財所有者等の自己負担分の確保を支援するため、多様な資金調達のための取組を充実させることが必要
- 地方公共団体においても、文化財の「保存」と「活用」の好循環をより意識し積極的な活用を行うことで、文化財保護のプライオリティを高め、その基礎・基盤となる「保存」(修理・防災対策等)に必要な予算を確保していくことが求められる
- 国指定文化財のみならず、地方指定文化財や博物館所蔵・寄託文化財についても、適正に修理が行われ、用具・原材料の需要喚起や、修理人材養成に繋がるような方策を検討することができないか

<文化財の匠プロジェクト>

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)及び「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」(令和元年12月23日文科科学大臣決定)に基づき、不特定多数の者が入場し、火災により甚大な被害が想定される重要文化財(建造物)236件を対象として防火対策を進め、令和6年度までには世界遺産・国宝の進捗率100%(103件)を実現し、令和2年度から令和8年度までに累積して147件の完了を目指す。
- 耐震対策については、不特定多数の者が立ち入る国宝・重要文化財(建造物)で緊急性が高い207箇所を対象として、耐震診断を令和7年度までに着手率50%を実現し、令和2年度から令和8年度までに累積して169件の着手を目指す。また、耐震診断後、耐震対策工事(耐震補強工事・免震工事)を毎年20件～28件程度実施することを目指す。

「文化財の匠プロジェクト」策定後の関連する取組

◆「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」における施策の進捗状況

※防火対策の対象件数については、国宝の新規指定等に伴い見直しを行い、最終的に107件と設定

指標 (KPI)			R3	R4	R5	R6	目標値(年度)	
							うち5か年	
アウト プ ット	国指定文化財等の防火対策	不特定多数の者が入場し、火災により甚大な被害が想定される世界遺産・国宝を対象として、整備・改修後30年を経過した防火設備の老朽化対策(改修等)が完了した割合(①)	26%	36%	50%	60%	—	100% (R6)
	国指定文化財等の耐震対策	不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財に係る耐震対策及び世界遺産・国宝のうち、避難が容易でないなど緊急性が高く、場内の主たる建物であるなど不特定多数が滞留する可能性の高い箇所に係る耐震対策の着手率(②)	18%	35%	38%	49%	100% (R12)	50% (R7)

指標の定義 ①(老朽化対策が完了した件数)÷(不特定多数の者が入場し、火災により甚大な被害が想定される世界遺産・国宝(建造物)の件数)×100
②(耐震対策の着手件数)÷(不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財及び世界遺産・国宝のうち、避難が容易でないなど緊急性が高く、場内の主たる建物であるなど不特定多数が滞留する可能性の高い箇所)×100

◆「第1次国土強靱化実施中期計画」及び「第1次文化財防災5か年計画」の策定

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」の後継として、それぞれ「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)及び「第1次文化財防災5か年計画」(令和7年12月26日文科科学大臣決定)を策定(計画期間:いずれも令和8年度～令和12年度)
- 国土強靱化実施中期計画 : 政府全体の国土強靱化に関する5か年計画。文化財の防災対策に係る施策・数値目標も盛り込む
- 文化財防災5か年計画 : 実施中期計画に盛り込んだ目標の達成に向けて、文化財の所有者等や地方公共団体に求められる防災対策の具体的な内容を示したもの

【ポイント】

- ✓ 建造物の防火・耐震対策だけでなく、史跡等の水害・老朽化対策等も計画に位置づけ、令和12年度までの数値目標を設定
- ✓ 防火対策については、世界遺産・国宝(建造物)だけでなく、大規模な重要文化財についても重点的に対策を講ずべき対象として設定
- ✓ 耐震対策については、着手率ではなく完了率を目標として設定し、より実効性のある計画に

見えてきた課題と検討の方向性(案)

- ✓ 文化財建造物の防火・耐震対策は、着実に取組が進んでいる
 - ・ 防火対策 : 当初目標に比して進捗が遅れているものの、6割以上の対策が完了
 - ・ 耐震対策 : 令和7年度時点で、当初目標を達成見込み
- ✓ 5か年加速化対策や防火対策5か年計画に基づくこれまでの取組を踏まえ、国土強靱化実施中期計画に文化財の防災対策に係る目標を盛り込むとともに文化財防災対策5か年計画を決定し、今後5年間で、より総合的に文化財防災対策に取り組む方向性を打ち出した
- ✓ 一方で、防災対策の実施にあたっては、文化財所有者や地方公共団体の理解と財政力が不可欠



- 国土強靱化実施中期計画・防火対策5か年計画下における取組を進めるため、以下が必要と考えられる
 - ・ 防災対策の実施に必要な予算を引き続き確保していくこと
 - ・ 文化財所有者や地方公共団体に対し、計画に則した対策の重要性と各々が果たすべき役割についての理解と取組の実行を促すこと
 - ・ 文化財所有者等の自己負担分の確保を支援するため、多様な資金調達のための取組を充実させること
 - ・ 地方公共団体においても、文化財の「保存」と「活用」の好循環をより意識し積極的な活用を行うことで、文化財保護のプライオリティを高め、その基礎・基盤となる「保存」(修理・防災対策等)に必要な予算を確保していくこと

(参考) 第1次文化財防災対策5か年計画について

1. 趣旨

第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた目標の達成に向けて、文化財の所有者等や地方公共団体に求められる防災対策の具体的な内容を示したもの

2. 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5か年（令和7年度に一部前倒して整備を実施する場合はその期間を含む。）

3. 実施目標

施策名	R6	R12（目標）
国指定等文化財（建造物）の防火対策		
世界遺産又は国宝：不特定の者が立ち入る世界遺産・国宝のうち、特に優先して対策すべきもの（調査等により防火機能の低下が判明した建造物）に係る防火設備の老朽化対策等の完了	64件	106件
大規模な重要文化財：不特定の者が立ち入る大規模な重要文化財のうち、特に優先して対策すべきもの（公開時の1日の来場者数が100人以上等の建造物）に係る防火設備の老朽化対策等の完了	2棟	42棟
国指定等文化財（建造物）の耐震対策		
不特定の者が立ち入る国宝・重要文化財のうち、特に優先して対策すべきもの（公開時の1日の来場者数が100人以上等の公共所有・管理の建造物）に係る耐震対策の完了	95棟	139棟
史跡・名勝・天然記念物の水害・老朽化対策		
史跡等の斜面保全対策：史跡等に所在する災害時のリスクが高い斜面等のうち、特に優先して対策すべきもの（世界遺産、特別史跡等に所在する斜面等）に係る水害・老朽化対策の完了	0か所	250か所
史跡等の石垣保全対策：文化観光資源として活用がなされ、不特定の者が立ち入る近世城跡等、石垣を有する史跡等の石垣悉皆調査及び石垣耐震診断に基づく保全対策の完了	0か所	4か所
重要伝統的建造物群保存地区における防災対策		
各保存地区の特性に応じた防災計画の策定（防火対策）：重要伝統的建造物群保存地区のうち、特に優先して対策すべき地区（政令指定都市や中核市に所在するもの）に係る防災計画の策定完了	13件	20件
不特定の者が立ち入る公共所有の伝統的建造物（耐震対策）：重要伝統的建造物群保存地区のうち、特に優先して対策すべき地区内の不特定の者が立ち入る公共所有の伝統的建造物（政令指定都市や中核市に所在するもの）に係る耐震対策の完了	12棟	21棟
国指定文化財（美術工芸品）の保存活用施設の水害・老朽化対策		
国指定文化財（美術工芸品）の保存活用施設のうち、特に優先して対策すべきもの（災害リスクが高い施設）に係る水害・老朽化対策の完了	13棟	55棟

＜文化財の匠プロジェクト＞

- 修理技術者、用具・原材料の生産者、その他関係者の中長期的な仕事量の見通しの確保に資するため、国指定重要文化財について、分野・対象を広げて長期的な修理需要予測調査を進める。

【前掲】事業規模の確保 (建造物)

- 伝統的な木造建造物について、適正な修理周期での修理を実施し、国内外の幅広い者が文化財としての価値を享受できるよう、国宝・重要文化財(建造物)について、年間161件の修理が可能となる事業規模を確保することを目指す。

(美術工芸品)

- 美術工芸品は、取り扱いに不具合が生じた場合に行う応急修理(10年周期)と、全体の補強を行う本格修理(50～100年周期)を適切に行うことが必要である。しかし、適正な修理周期による修理を施すことができないことから文化財としての価値そのものが低下しかねないほど損傷が進んでいる事例がある。このため、国宝・重要文化財(美術工芸品)について、令和8年度までに必要な事業規模(年間280件)を漸次確保し、適正な修理周期への回復を目指す。

＜持続可能な文化財の保存と活用のための方策について(第二次答申)＞

- 文化財の保存環境や状態、修理履歴等を踏まえ、適正な修理周期に基づく長期的な修理需要予測を可視化することは、原材料の円滑な需給体制の構築とともに、修理技術者、用具・原材料の生産者、その他関係者の中長期的な仕事量の見通しの確保に資するものである。国は、国指定文化財について調査を実施し、分野・対象を広げて長期的な修理需要予測調査を進める必要がある。
- 地方公共団体においては、文化財の保存活用に民間資金活用を含めた持続可能な取組を行う先行事例も参考にしつつ、地方指定文化財や公立美術館・博物館の所蔵品の修理を促進することが重要である。また国は、地方公共団体の職員等に対する講習を充実させるなど、文化財の保存や修理の重要性について理解を促す必要がある。

「文化財の匠プロジェクト」策定後の関連する取組

◆「文化財建造物の予防保全型メンテナンスに向けた調査研究・開発」の実施(令和7年度～)(建造物)

【前提】

- 現状、文化財建造物は事後保全的な維持管理を実施。人口減少などの環境変化の中で、文化財建造物を適切に保存し確実に継承していくためには、予防保全型の維持管理への転換が求められる。転換に向け、点検データ等を用いた統計的な劣化予測モデルの構築・システム化によって、より適切なタイミングでの修理時期の予測が可能となり、将来的な事業規模の可視化に繋がっていくことが期待される。

【具体的な内容】

- ①文化財の健全度に関する点検記録や修理記録を統計分析可能なデータとして取得・蓄積する方法の確立、②統計分析による文化財建造物の期待劣化パスの算出、③期待劣化パスに基づく将来の最適な修理時期や修理費用の予測などを行うことが出来るシステムの開発に向けた基礎的な調査に着手。

(取組1)文化財の点検マニュアル(案)の作成

- これまでの文化財の健全度に関する点検は、「定性的」「統一的な基準がない」「紙で記録」
- 過去のデータに基づく将来予測はできないため、インフラ分野での取組も参考に、劣化度合いに応じて5段階の健全度を設定するとともに、専門家だけでなく、自治体の職員や文化財所有者が文化財の健全度を評価できるような点検マニュアル(案)を作成
- マニュアルに基づく点検結果を蓄積していくことができるデータベースも構築予定

(取組2)将来の最適な修理時期・費用の予測などを行うシステムの開発

- 各自治体が限られた予算の中で最適な予算計画を作成することを支援するため、膨大な点検記録や修理記録から統計的に算出された期待劣化パスを用いて、個別の文化財の将来の最適な修理時期・費用の予測などを行うシステムを構築予定
- システム内で個別の文化財の修理需要予測を積み上げることにより、国全体での修理需要予測も可能となることが期待される

◆過去の文化財修理記録のアーカイブ化・データベース化(美術工芸品)

- これまでに、文化庁や修理施設のある国立博物館、全国の修理工房その他の関連組織が刊行した修理報告書等をもとに、下記4点を目標にして文化財(美術工芸品)の修理記録データベースの試行版を公開

1. 国指定文化財の修理関連記録(図書や修理報告書等)の広範な収集と目録化・デジタル化
2. 公的資金助成を受けた、国指定文化財以外の修理記録(地方指定文化財、在外日本古美術品保存修復協力事業等)の収集と情報集約
3. 美術工芸品修理に必要な用具・原材料のデータベース化と調査記録のアーカイブ化
4. 上記1から3を統合した総合データベースの構築

□ 対象

- ・過去の修理記録の悉皆的収集と整理
- ・修理関係刊行物、非刊行物
- ・最初に修理関係刊行物をデータベース公開

□ 公開項目／対象修理年代

- ・文化財名、所有者、修理期間、掲載刊行物、修理概要の有無、修理施工者などを公開
- ・1897年～現代の修理を対象とする

□ 今後の課題

- ・非刊行物(原文書)の収集、整理、公開

今後の方向性(案)

- これまで蓄積された過去の修理実績をデータ化し分析することで、適正な修理時期を予測していくことが可能となる。文化財記録のアーカイブ化・データベース化を今後も積極的に行っていくことが必要
- 当該文化財のみならず、関係文化財の過去の修理内容を把握することは、当該文化財の日常の劣化・損傷の軽減のみならず、安全かつ効率的な修理実施に裨益し、保存、修理にかかるコスト低減に資する
- さらに、人口減少・専門家不足の中で文化財の維持管理を持続的に行っていくためにも、文化財に関係する様々な業務のデジタル化の基盤となる各種データのプラットフォームの構築を目指していくことが必要
- 「壊れてから」「傷んでから」直すのではなく、予防保全の考え方を積極的に取り入れることで、定期的なメンテナンスによる仕事の創出にも繋がるとともに、結果的に維持管理に必要なトータルコストを抑える可能性もある。予防保全型の維持管理への転換に向けて、試行を積み重ねることが必要

多様な資金調達の促進／幅広い裾野の拡大

<文化財の匠プロジェクト>

- ・ 国指定文化財を適正な修理周期で修理するために必要な事業規模の確保を図り、そのうえで、文化財の保存・活用における多様な資金調達の活用を促進する。
- ・ 文化財保存活用地域計画について、さらに地域での取組が進むよう、域内の文化財の把握調査や協議会の開催等への支援を通じ、計画の作成を一層促進する。
- ・ 建造物修理現場の公開、文化財保存技術を紹介する機会の提供等を通じて、文化財保護に関する普及・啓発を図る。
- ・ 民間資金の活用を含めた取組等により、地域振興や観光など文化財の活用に伴う文化関係収入を次の保存修理費に役立てるなど、地域の中核となる文化財の戦略的な保存と活用の好循環形成を図る。

<持続可能な文化財の保存と活用のための方策について（第二次答申）>

- ・ 国、地方公共団体は、適正周期での修理に必要な事業費など文化財の保存活用に係る予算の確保に引き続き努め、予算の拡充を図る必要がある。その上で、地域社会全体で文化財を支える観点から、地方公共団体が、域内の幅広い文化財の保存活用を支援するため、基金の設置、クラウドファンディング、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の活用によりファンドレイズする枠組みの形成など、多様な資金調達の活用を検討することが必要である。
- ・ 文化財の所有者や地方公共団体が資金調達を推進・実施することは、情報発信を通じて地方公共団体における文化財の認識・理解にもつながり、特にシティプロモーションの観点でも可能性が広がる。また、地方の経済界にも文化財への関心を持ってもらい、地域総がかりで保存・活用の取組を進めることも重要である。このようなファンドレイズの取組や情報発信を通じて、文化財に対する共感を生む機会を作り出し、文化財の支え手を増やしていくことが期待される。
- ・ 地方公共団体が核となって資金調達を行う場合でも、文化財所有者や保存団体の伴走支援を共に行うコーディネーターの存在は有効である。（略）
- ・ また、クラウドファンディングの場合、文化財の知名度の高低で資金調達の偏りが出ないよう、地域において複数の文化財をひとまとめにして実施するなどの工夫も考えられる。
- ・ 平成30年の文化財保護法の改正により制度化された文化財保存活用地域計画は、地域での文化財の保存と活用を図るためのマスタープランとアクションプランの両方の役割を担う法定計画であり、地方公共団体において、文化財担当部署以外も含めて施策を推進する上で重要かつ有効である。さらに地域での取組が進むよう、計画の作成を一層促進することが重要である。

「文化財の匠プロジェクト」策定後の関連する取組

◆ 紡ぐプロジェクト(平成30年(2018年)11月開始)

- 皇室ゆかりの美術工芸品や国宝・重要文化財など、日本の美を未来へ伝え、世界へ発信していくために、文化庁・宮内庁・読売新聞社が官民連携で取り組む事業。
- 特別展覧会の開催、日本美術・文化の魅力や次世代に伝える伝統芸能、工芸の技術などを発信するポータルサイトの運営、文化財修理への助成といった一連の事業を「保存・修理・公開」のサイクルで推進している。

【主な取組内容】

① 文化財・美術品の修理事業

- 累計50件の修理を実施。修理レポートを、[紡ぐプロジェクト公式サイト](#)や読売新聞に掲載

② 公開

- 20の特別展を延べ30会場で実施。



「保存・修理・公開」のサイクル



読売新聞紙面

多様な資金調達促進／幅広い裾野の拡大

◆官民共創による寄附促進事業「文化財サポーターズ」(令和6年3月26日開始)

- 社会全体で文化財を次世代へ継承していくために、個人・企業が文化財との新しいつながりを持つきっかけとしての寄附という新たな取組を普及することを目的として、文化庁、(公財)文化財保護・芸術研究助成財団、PROJECT_Vega(株式会社博報堂の官民共創推進組織)、READYFOR 株式会社で開始

【主な取組内容】

① 文化財の保存・活用のための寄附促進に関する連携協定(文化庁、READYFOR 株式会社)

- 寄附に関する社会的気運の醸成、寄附募集の取組に関する地方公共団体・文化財所有者等に対する普及啓発等を内容とする連携協定
- 文化財所有者・地方公共団体担当者等を対象とし、**資金調達に関するセミナー・講義等を令和6年度・令和7年度それぞれ複数回実施**
- 「文化財保護のための資金調達ハンドブック」(令和2年3月刊行)の改訂作業を実施。**第2版は令和8年3月に刊行予定**



CONTENTS	
はじめに	04
TOPIC 1 文化財をとりまく環境	05
TOPIC 2 文化財と資金調達	08
1 寄付収入 11	
クラウドファンディング	12
資金調達の多様化と松山軒の全国PRを 実現(熊本県八代市)	14
地域と連携し祭りばやしの運営資金を確保 (東京都小平市)	15
従来の運営手法からの脱却を目指した挑戦 (東京都文京区)	16
未登録の「金堂(聖徳太子廟)」を未来へ繋ぐ (静岡県大田区)	17
投資型クラウドファンディングを通じて、 地域と共創する活用施設へ(神奈川県鎌倉市)	18
ふるさと納税	20
「総合振興計画」推進へ、寄付金を活用 (岐阜県岐阜市)	22
個人負担を軽減し季節限りの書き入を実現 (京都府船井郡)	23
企業支援	24
企業版ふるさと納税で、城跡の発掘調査と PRを実現(岐阜県岐阜市)	26
村人の思いが結んだ縁、伝統芸術への寄付 (山形県山形市)	27
指定寄附金制度	28
指定寄附金制度を使って文化財の大修理 (岐阜県岐阜市)	30
その他の寄付にかかわる取組	32
非公営文化財の歴史公開時における 寄付募集(神奈川県横浜市)	34
「資金」だけでなく「人」も集めて (岐阜県岐阜市)	35
景観利用からの寄付を歴史的資産の 保全に繋げる(神奈川県横浜市)	36
2 公的資金・助成金収入 37	
民間助成・助成団体	38
百人一首格天井の修復を助成で実現 (岐阜県岐阜市)	39
複数の民間助成を利用して、所有文化財の 修理の負担を軽減(東京都町田市)	40
その他の活用案	50
入場料設定の工夫	52
観覧券にまつく料金・定員・導線設計 (京都府京都市)	52
地蔵堂を未来へつなぐため、入場料区分を 新たに設定へ(兵庫県姫路市)	54
紙チケットとの差別化で、デジタル化の促進 と待ち時間解消(長野県松本市)	55
宿泊施設としての活用	56
エリア全体の観光価値の中核を担う 宿泊施設への転用(愛知県犬山市)	56
地域の人をつなぐ経済を創出 農村の復興(和歌山県有田川町)	57
文化体験コンテンツの連携	58
重要文化財の保存と活用モデルケースへ (奈良県奈良市)	58
重要地区でのモデルケースへ (長野県長野市)	59
公衆の工夫	60
高付加価値な公開活用で維持管理費を 確保(神奈川県三浦市)	60
ロケ地としての活用	62
ロケ地としての活用で施設運営費の 一部を捻出(愛知県犬山市)	62
PF方式・コンセッション	65
スモールコンセッション方式による重要伝統的 建造物保存地区の町家再生(山口県萩市)	66
指定管理者制度	68
民間活力の導入による安達瀬田公園の 管理運営(大分県高橋市)	69
3 事業収入 41	
国の指定を受けた法人による金融支援	42
重要文化財の保存と活用モデルケースへ (奈良県奈良市)	44
重要地区でのモデルケースへ (長野県長野市)	45
ユニークベニュー	46
ユニークベニュー活用でさらなる魅力向上と 保存と活用の持続性へ(熊本県本市)	48
4 組織・運用 63	

● 資金(収入)の性質ごとに、資金調達方策と**具体の事例**を掲載

例えば…

- ・ 文化財独自にクラウドファンディングを実施している例(名勝松浜軒庭園など)
- ・ 地方公共団体が、ふるさと納税・企業版ふるさと納税の資金使途に、域内の特定文化財の保存活用のためのメニューを位置付けている例(岐阜県岐阜市など)
- ・ 地方公共団体が、域内の特定文化財の自己負担分を賄うため、ガバメントクラウドファンディングを行った例(京都府船井郡京丹波町)
- ・ 入場料の設定について料金変動制や来訪者属性による区分を設けている例(名勝無鄰菴、国宝姫路城)
- ・ 宿泊施設としての活用や、高付加価値な文化体験プログラムの提供等を行っている例(国登録有形文化財小島家住宅・真野家住宅、藤間家住宅など)
- ・ 指定管理者制度の活用により、民間活力の導入に成功している例(史跡安満遺跡)

② 文化財保存活用コーディネーターの配置(文化庁)

※資金調達を含めた文化財の活用に関する専門家。令和8年2月現在5名を配置。うち3名は文化財の資金調達に関する業務に従事

- **文化財の保存・活用のために資金調達の取組を前進させたいと望む文化財所有者等を対象に継続的な活動支援を実施。計17件の文化財に対して支援を実施中**

③ 個人・企業からの寄附促進・助成事業

- 第1弾として、令和6年能登半島地震の被災文化財の復旧と創造的復興への支援のため、「令和6年能登半島地震 文化財復興緊急支援事業」を実施
約1,390万円の寄附金を集め、被災文化財4件に対して支援

◆ 文化財保存活用地域計画の認定状況

	R4	R5	R6	R7
認定市町村数	38	43	55	42
累計	96	139	194	236

《地域計画作成にあたっての地域住民の参画》

・ 文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針(抜粋) ・

また、多様な関係者の意見を踏まえた地域計画を作成するため、できる限り協議会を設置して検討を行うことが望ましい。仮に協議会を設置しない場合にも、公聴会やパブリックコメントの実施等により、文化財に関する民間団体関係者や地域住民等の意見を聴きながら作成することが望ましい

【具体例：福井県坂井市(令和4年7月認定)】

- 地域計画を作成するにあたって、以下を意識したワークショップを実施
 - ① 市民が気付かないうちに、大切にしてきた「おたから」の把握
 - ② 市民と行政(文化課、学芸員)との「つながり」の構築
 - ③ 市職員(文化課、学芸員)同士の「組織力」の強化
 - ④ 学芸員自身の「各地区の歴史文化把握」の強化
 - ⑤ 市民と行政(文化課、学芸員)の「計画作成後の取組み」への連携
- ワークショップに参加した人たちの文化財への保存・活用の意識が醸成。認定後、市民が主体となって、地域の文化財を継承するために地元独自の委員会が設立されたり、市民から文化課へ学習会への講師派遣の依頼が来るようになったりし、市民と文化課との連携が進み始めた。

◆ 文化財保存活用地域計画に関する研修会・協議会の開催状況

【文化財保存活用地域計画研修会】

- ・ 地方公共団体による計画作成の促進を図るため、文化財行政及び歴史まちづくりに携わる者等を対象に、「文化財保存活用地域計画の作成に関する指針」や文化財の保存と活用に関する課題・方針・措置を設定するための基礎的事項について、毎年度研修を実施

	開催日	開催地	受講人数
R4	10月24日～27日	福井県小浜市	52
R5	10月24日～27日	千葉県香取市	38
R6	10月22日～25日	愛媛県西予市	37
R7	10月21日～24日	静岡県三島市	27

【文化財保存活用地域計画連絡協議会】

- ・ 地域計画に基づく取組の推進を図るため、計画認定済の市町村の文化財行政、まちづくり行政の担当者等を対象に、文化財の保存・活用に関する措置に必要な知識を涵養するとともに、担当者間の交流を図ることを目的とし、毎年テーマを決めて京都にて開催

※()はオンライン参加

	開催日	テーマ	参加人数
R4	8月4日～5日	民間連携	27(127)
R5	8月3日～4日	計画の進捗管理や自己評価、効果手法	64
R6	8月1日～2日	ユニークベニュー	98
R7	7月28日～29日	地域計画に基づく観光	58(127)

◆ 修理現場公開の取組

- 全国各地の建造物の修理現場において公開の取組が行われている。
- 地元住民をはじめとする一般向けの公開や、教育委員会と連携して域内の小中学生を対象とする公開を実施する例も存在。

【具体例】大寺山願興寺(岐阜県御嵩町)

建造物



多様な資金調達の促進／幅広い裾野の拡大

◆文化財保存技術を紹介する機会の提供

●「日本の技フェア」の開催

文化財の保存技術の大切さや伝承者の養成、文化財の修理や用具・原材料などに関する現状をより多くの方々に理解していただくとともに、未来の伝承者・理解者の養成等に資することを目的に、毎年全国各地で「日本の技フェア」を開催。令和6年度からの新たな取組として、就職支援ブースを設置し、文化財修理分野への就労を希望する来場者からの相談に応じた。

〈主な内容〉

- ①展示 … 技の解説や保存団体の活動を紹介するパネルや原材料・道具等を展示。
- ②実演 … 先人から受け継がれてきた知恵と熟練の技を実演。
- ③体験 … 技術者から教わりながら「匠の技」を体験。

〈新たな取組〉

- 就職支援ブースの設置

● 若年者入職促進の取組

主に文化財建造物修理分野の選定保存技術に関する若年者の理解や入職促進を図るため、一般社団法人文化財修理技術保存連盟等各種団体と連携のもと、以下の取組を実施した。

＜主な取組＞

- ①現場見学・インターンシップ等受け入れ企業リストの作成・配布
- ②修理関係団体と学校関係団体との意見交換会の開催



【各分野における取組例】

美術工芸品

- 選定保存技術を紹介する映像を制作し、インターネット等で公開。
『月刊文化財』をはじめ刊行物でも積極的に発信。
- 日本国宝展(令和7年4月～6月に大阪市立美術館で開催、来場者278,865人)や新指定国宝・重要文化財展(令和7年4月～5月に京都文化博物館で開催、来場者6,858人)において、選定保存技術コーナーを設置し、修理等に必要不可欠な修理技術、用具・原材料について解説・展示。
- 大学や高校と連携事業し授業を実施。文化財や美術の専門家を養成する大学・高校については、人材確保への効果も期待。
- メディアからの取材依頼や美術館・博物館・地方自治体などからの講演依頼が増加しており、積極的に対応。

建造物

- ユネスコ無形文化遺産「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」に関する展覧会への協力
- 「日光の彩色と金工」(令和6年9月～12月：竹中大工道具館、令和7年10月～12月：東京国立博物館)
- 「建具解体新書 ほどく・くむ」(令和7年3月～5月：竹中大工道具館)
- 「植物×匠」(令和7年7月～9月：国立科学博物館、令和7年10月～12月：竹中大道具館)
- 17の技術を関連分野毎にまとめて、実物や模型、道具、映像を交えて紹介。
東博や科博、保存団体と共同し、専門的な知見をわかりやすく展示。

無形(工芸技術)

- 選定保存技術保存団体や重要無形文化財保持団体が、それぞれの国庫補助事業等において普及啓発事業に取り組む
⇒ 個別の技術の認知度向上

○ワークショップ

技術名称：木炭製造 保存団体：合同会社伝統工芸木炭生産技術保存会
後継者確保や社会的認知度の向上を目的とし、大学生や一般を対象とした、黒炭、白炭の製炭等実技体験会を実施。

技術名称：琉球藍製造 保存団体：琉球藍製造技術保存会
研修で製造した琉球藍を用いて、海洋公園にて、一般向けの藍染体験会を開催。県内外から多数の参加者があり、琉球藍の周知に貢献。
※令和7年度の参加者 431人

○シンポジウム

技術名称：縁付金箔製造 保存団体：金沢金箔伝統技術保存会
金箔に関する一般公開のシンポジウムを開催

見えてきた課題と検討の方向性(案)

- ✓ 文化財保護のための資金調達に関する必要性の認識や、具体的に取り得る方法の知識については、少しずつではあるものの浸透してきている
- ✓ 近年では、文化財所有者がクラウドファンディングに取り組む例や、地方公共団体がふるさと納税・企業版ふるさと納税の仕組みを利用して域内の文化財保護のための資金を確保する例も存在
- ✓ 一方で、取組が進んでいるところとそうでないところの差が広がりつつある。
十分に情報を得られていない・動き方が分からない・誰に相談すればよいか分からないという文化財所有者・地方公共団体も依然として多く存在
また、実行に移したくともマンパワーがない等の実行力の差なども存在
- ✓ 文化財保存活用コーディネーターによる活動支援により、文化財所有者等による行動の具体化が図られ各取組が前進。文化財の活用や資金調達に関する専門人材の存在は、持続的な文化財の保存と活用の好循環を構築するために有用
- ✓ 文化財保存活用地域計画の作成や修理現場の公開などは、地域における文化財に対する理解を深め、その重要性を再認識することに繋がる。
関連する取組が進んでいることは評価できる



- 機をとらえて、文化財所有者や地方公共団体に対し、文化財保護のための資金調達方策について知識の涵養を図っていくことが必要
特に、地方公共団体職員は、文化財所有者から最も近い存在であり相談相手。彼らの知識の涵養を図ることが、全国的な展開には不可欠
- 「活用」によって「保存」に必要な資金を生み出す意識(「活用」と「資金調達」は不可分であるという認識)の醸成がさらに必要
文化庁の活用に関する補助事業では、活用によって得られた収益による保存への再投資を明確に求めるものも存在
- 多様な主体からの資金提供を促すべく、文化財保護の必要性について、より一層社会に訴求していくことが必要。その際には、活用の推進によって、「保存」と「活用」の好循環を生み出していることを対外的に示していくことが重要。資金は、共感・ビジョン・繋がりのもとに集まる
- 特に体力のない文化財所有者の資金調達については、地方公共団体がふるさと納税等の仕組みを利用して集めることも有用。こうした地方公共団体の取組をより後押しすることができないか
- 民間の活力を文化財領域に更に導入することができないか。そのためには、文化財側に、民間が文化財に拠出するインセンティブを創出することが求められる